

令和6年度指定介護予防支援業務及び
介護予防ケアマネジメント業務の一部を
委託する指定居宅介護支援事業者の選定

令和6年2月

高齢福祉課

1 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

介護保険法第115条の23及び第115条の47により、市は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条（1）エの本運営協議会の所掌事務として、委託する指定居宅介護支援事業者の選定について規定されていることから、本運営協議会に諮るものです。

（1）委託する指定居宅介護支援事業者の要件

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務に従事する職員は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員であり、受託する業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者とします。

（2）委託業務の内容

- ①アセスメント（状態の把握）
- ②介護予防サービス・支援計画原案作成
- ③サービス担当者会議の開催
- ④介護予防サービス・支援計画書の説明・交付
- ⑤モニタリング（状況の把握）
- ⑥評価（介護予防サービスの状況についての評価）
- ⑦給付管理（介護予防サービスの利用実績確認）
- ⑧日常の連絡調整（利用者及びサービス提供事業者との連絡調整）
- ⑨その他介護予防支援について必要な事項

（3）委託件数

委託件数は、委託先の指定居宅介護支援事業者の業務に支障の無い範囲で委託します。

2 令和6年度委託予定事業者

（1）委託予定事業者の選定

委託予定事業者の選定にあたり、令和5年度に業務委託契約を締結した事業者のほか、市内にある指定居宅介護支援事業所に対して受託意向確認を行いました。

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の受託意向申出書の内容を確認し、受託を希望した全ての事業者が委託要件に適合する事業者であると認められることから、委託予定事業者として選定することに関して承認を求めるものです（別紙一覧のとおり）。

3 参考

介護保険法（抜粋）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第115条の23

3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（実施の委託）

第115条の47

4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

介護保険法施行規則（抜粋）

（法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者）

第140条の36 法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

（法第115条の47第5項の厚生労働省令で定める者）

第140条の71 法第115条の47第5項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（抜粋）

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- 二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- 三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する

知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

- 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条章（基本方針）、この章（運営に関する基準）及び次章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（抜粋）

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

- エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定

地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

5 事業の留意点

包括的支援事業等の実施に当たっては、地域支援事業実施要綱に基づき、行うものとする。

また、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）及び指定介護予防支援は、制度としては、包括的支援事業とは別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとする。

令和6年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託予定事業者一覧

別紙

【市内23事業所】

	事業所名	事業所住所	法人名	従事可能な介護支援専門員人数	研修の受講
1	医療法人社団 向陽会 阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	医療法人社団 向陽会	1人	有
2	済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ居宅介護支援事業所	山口市朝倉町4-55-6	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	6人	有
3	日吉台居宅介護支援事業所	山口市陶3968	社会福祉法人 山口向陽会	2人	有
4	よしき悠々苑居宅介護支援事業所	山口市吉敷佐畑4-8-1	社会福祉法人 祐寿会	3人	有
5	山口あかり園居宅介護支援事業所	山口市黒川3363	社会福祉法人 博愛会	5人	有
6	梅光苑地域サポートセンター	山口市鑄銭司12361-3	社会福祉法人 相清福祉会	4人	有
7	佐々木在宅ケアセンター	山口市泉都町9-7	医療法人社団 曙会	6人	有
8	とくぢ苑指定居宅介護支援事業所	山口市徳地八坂1330	社会福祉法人 佐波福祉会	2人	有
9	ヨシヤ徳地	山口市徳地堀3939-1	株式会社 ヨシヤ	1人	有
10	青藍会在宅医療支援センター新山口 指定居宅介護支援事業所	山口市小郡平成町1-18	社会福祉法人 青藍会	6人	有
11	済生会山口地域ケアセンター居宅介護サービス複 合施設にほ苑居宅介護支援事業所	山口市仁保中郷988-1	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	1人	有
12	松井介護支援事務所	山口市上野小路24-1	株式会社和み	2人	有
13	居宅介護支援事業所おはな	山口市徳地堀1701	株式会社 おはな	3人	有
14	アイビーケアサポートセンター	山口市嘉川4825-1	合同会社大輪	7人	有
15	あじす陽だまりの家居宅介護支援事業所	山口市阿知須4724-1	有限会社エム・エッチ・ディー企 画	1人	有
16	ケアライフ小鱈ケアプランセンター	山口市下小鱈520	有限会社ベストライフ	3人	有
17	青藍会 在宅医療支援センター山口 在宅マネジメントセンター	山口市吉敷中東1-1-2	社会福祉法人 青藍会	15人	有
18	居宅介護支援事業所こころのにじ	山口市小郡下郷850-20	株式会社 A K O	1人	有
19	ケアプランセンター泉	山口市秋穂東1192-7	株式会社エルクラフト	7人	有
20	ケアホーム小郡ケアマネセンター	山口市小郡新町2-10-21	医療法人社団山岸内科	2人	有
21	ななつ星居宅介護支援事業所	山口市大内御堀3777-104 ヴィラナリー管内2棟101号	合同会社 きら星	1人	有
22	ゆめのいろケアプランセンター	山口市小郡下郷793-3 第一中央ビル301	山陽メディカルケア株式会社	1人	有
23	居宅介護支援事業所クローバーハート	山口市小郡上郷1745-5	株式会社 E D I H I R O N	1人	有

【市外3事業所】

1	ケアプランセンターえびすや	防府市戎町1-7-8	株式会社ケアパディ	20人	有
2	株式会社 河村福祉サービス 海の家	宇部市東岐波1464-1	株式会社 河村福祉サービス	3人	有
3	介護支援センターつむぎ	広島県東広島市八本松町飯田 525-3	特定非営利活動法人地域福祉活動 支援協会人間大好き	5人	有